

明治国際医療大学
自己点検・評価報告書(年報)
【抜 粋】

令和3年度

巻 頭 言

学長 矢野 忠

大学教員の基本的な業務として、①教育、②研究、③大学管理運營業務、④社会貢献の4つが挙げられています。これらの業務について毎年、自己点検と評価を行い、質の向上を目指すことが大学教員の責務です。

今年度も昨年度と同様に(1)研究活動、(2)教育活動、(3)社会活動、(4)大学の委員活動等と自分が設定した目標と照合して(5)来年度に向けた課題と方策の報告をまとめたのが「自己点検・評価報告書(年報)」です。

2020年度に引き続き、2021年度もCOVID-19のパンデミックにより(1)研究活動、(2)教育活動、(3)社会活動は、感染防止対策の厳しい状況下において一定の成果をあげていただきました。また令和3年度に向けて設定した「課題と方策」についても様々な局面において変更を余儀なくされ、思うようには遂行できなかったものの昨年度の経験を活かし、取り組んでいただきました。

特に教育活動については、学生が使用するPCなどの通信環境の整備を行ったうえで、2020年度の遠隔授業等の経験を活かしたハイブリッド型の授業を大きな混乱なく進めることができました。また遠隔授業や対面授業の授業技法、教材作成などについては、学修支援センター、ICT教育推進室が中心となって教員の研修、FDでの研修会を通して、学修者目線の教育を進め、教育の質向上に向けた取組みを前進させることができました。更には課外活動についても感染防止を徹底し、可能な限り実施できるように学内の合意形成に努めてきました。

しかし、教員、大学院生の研究活動については、感染防止の過程で研究計画の変更を、特にヒトを対象とした研究については制限せざるを得ませんでした。そうした困難な中でも前年度の経験をもとに研究に取り組んで頂きました。

いずれにしてもCOVID-19のパンデミックという非常時には、平時と異なる対応が求められます。昨年度の経験を活かしながら様々な事案に取り組んできましたが、その内容が適切であったか否か、何が課題であったかを自己点検・評価し、次年度に生かさなければなりません。

今は、誰もが高等教育機関へ進学するユニバーサル・アクセス型の大学の時代です。当然ながら、学生は多様化しています。このような現状を踏まえ、大学としてはこれまでの「何を教えるか」から「何を学び、身に付けることができるのか」の観点に立って組織的教育を展開し、伝授する「教育」から学びを産み出す「啓育」へと教育のパラダイム転換を進めています。そのために教学改革として「教学マネジメント会議」を立ち上げ、全学教務委員会が中心となって教育の質向上に取り組んでいます。

研究活動については、各教員の研究業績が示す通りです。昨年度に引き続くコロナ禍では、研究の取り組み、学会活動等の様々な研究活動が制限され、思うよ

うな研究ができなかったものの、そうした中でも工夫しながら一定の研究成果をあげていただきました。

本学は教育、研究において東西両医学の融合、統合を理念として掲げています。その理念に関わる研究はまだ少ないのですが、学内横断的な研究の気運が徐々に醸成されているように感じられ、次年度にその成果が期待されます。

最後になりますが、コロナ禍という非常時、このピンチをチャンスに転換しようとした 2 年目の「自己点検・評価報告書（年報）」です。学外の先生方には、忌憚のないご意見、ご批判等を賜れば幸いです。お寄せいただいたそれらを糧として、次年度の教育研究活動に活かすように進めてまいりたいと思います。

教育活動および研究活動の実績

(1) 教育活動

教学部長 市川 哲

1) コロナ感染症と大学

本学では令和3年4月8日、新型コロナウイルス感染症感染予防対策の観点から、入学生及び本学教職員のみが参加して入学式を挙行了。保護者の皆様は今年もLIVE配信での参加となった。

4月25日に出された京都府の「第三次緊急事態措置」は、その後延長され、6月30日まで続いた。本学はその間、「活動制限指針」に基づき、遠隔授業を中心に取り組んだ。また学内での三密発生を避け、学科学年ごとに週1日の対面授業を実施し、状況に合わせて週3日に段階的に増やしていった。

また国のワクチン職域接種の指導を受け、7月14日から附属病院で希望する学生、教職員、近隣住民にワクチンを接種した。

なお、図書館は1回あたりの貸出冊数増と貸出日時延長措置を取った。また貸出図書の配送や電子書籍の利用呼びかけ等、学生の学びをサポートする体制づくりに尽力した。

2) 各学科の教育活動の特徴

① 保健医療学部救急救命学科の収容定員の変更

救急救命学科が完成年度を迎え、救急救命士の需要が増えることに鑑み、令和3年度に入学定員を50名から80名に増員した。初年度(令和3年度)の入学者は82名であった。

併せて、救急救命学科の令和3年度入学生からの教育課程を変更した。これは、教育内容の重複や科目間の関連性を見直し、社会のニーズに即した、効率的で、時間的に余裕のあるカリキュラムを目指すものである。救急救命士としての実践力の強化を図るために、主に1単位当たりの時間数、開設時期やキャリア教育の充実等を中心に変更した。

② 鍼灸学科の教育課程の変更とDP、CPの見直し

平成30年4月から実施の教育課程の総単位数は192単位であり(卒業要件130単位以上)、非常に多くの授業科目が設定されていた。そのため学期内で開講できない授業科目は夏季・春季休暇期間中に集中授業として実施する状況であった。令和2年4月にも一部の配当時期、1単位当たりの時間数を見直したが、令和4年3月に完成年度を迎えるにあたって、現行カリキュラムを検証し、ディプロマ・ポリシー(DP)とカリキュラム・ポリシー(CP)を見直した。そのことを踏まえ、新たな科目を開設するとともに、全学部共通科目を設定し、教育内容を整理、統合することで教育課程のスリム化(総単位数167単位、卒業要件124単位以上)を図った。

これにより、授業期間と休暇期間のメリハリが付き、休暇期間の自主的な学外学修と学生の効率的な学修につながることを期待される。

③ 柔道整復学科の教育課程の変更とDP、CPの見直し

平成30年4月から実施の教育課程は、総単位数174単位で(卒業要件128単位以上)、

基礎医学系の科目には半期 60 時間（1 週間あたり 2 コマ）実施の科目もあり、過密傾向にあった。そこで、本年 4 月 1 日から一部を変更し、半期 60 時間の科目を通年に分散して実施することにした。また、DP と CP の一部を見直し、新たな科目を開設した。

また、全学共通科目を設定し、教育内容を整理・統合することにより、全体的な教育課程のスリム化（総単位数 165 単位、卒業要件 124 単位以上）を図った。

上記により、授業期間中の効率的な学修の提供につながり、自主学修の推進が期待される。

④ 看護学科

他学科のような大きな教育課程の変更はないが、保健師助産師看護師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令が令和 3 年 4 月 1 日から施行されており、同規則に定める内容に沿った教育課程に見直した。

3) 大学院研究科の教育活動の特徴

① 大学院保健医療学研究科保健学専攻修士課程設置に取り組み、8 月に設置認可がおり、令和 4 年 4 月から定員 16 名で開設されることになった。

なお、同専攻の教育研究上の目的は「(1) 広く保健医療専門職を対象として東洋医学及び統合医療に関する知識・技術を学修し、保健学を基盤とした研究能力と研究成果の実装力を兼ね備えた多機能型医療専門職を養成する。(2) 地域における潜在的な課題を探索し、「Think Globally, Act Locally」の理念と「生活モデル」に基づいて健康維持・増進、疾病予防、高齢者の自立支援等を企画、実践、評価する PDCA サイクルに沿って多職種が協働して課題解決を推進できる次世代課題解決型医療人を養成する。(3) 地域社会の多様な保健医療福祉的なニーズに対応した、高度な研究成果の地域への実装による「健康先進地域」をプロデュースして、地域連携システムの構築と質の高い地域包括ケアを展開することができる研究成果実装型医療人を養成する。」である。

② 大学院鍼灸学研究科臨床鍼灸学専攻については、令和 4 年度以降の学生募集を停止することとした。

同専攻において得られた知見は、併設の鍼灸学研究科の鍼灸学専攻（修士課程・博士後期課程）の教育・研究に活かし、鍼灸医学研究に必要な高度な研究能力ならびに専門的な研究能力を有する人材養成は引き続き進めていく。

4) 教学マネジメント改革

この間、学長提案の「組織的な教育の展開」、「学修成果の見える化」、「内部質保証」、「情報の公表」に向けた教育改革を推し進めてきた。

令和元年度が組織的な教育の展開に向けての理念の確認や周知の時期であったのに対して、令和 2 年度は理念を制度に結びつける段階、そして令和 3 年度は制度や組織を実際に動かし、教学改革を進める年であった。

具体的には、今年度、従来の医学教育センターを基礎教養講座、基礎医学講座、臨床医学講座に改組した。それぞれの講座長の下で連絡、調整、大学全体の教育方針の具体化などが

期待される。

あわせて、基礎教養及び基礎・臨床医学における学部横断的な教育の推進を図ることや基盤教養及び基礎・臨床医学教育との教育内容に係る調整を行うことを目的に基盤教育センターを設置した。同センターの議論を踏まえ、令和4年度から学部横断授業を開始することにした。

また全学の教学マネジメントを進めるために学長の下に学科長や各委員会責任者等で構成する教学マネジメント会議を設置し、大学や学科、各委員会等のPDCAサイクルを回すことに責任を持つこととなった。

さらには各学科間や全学的な教務事項の連絡・調整や全学的な教学課題に関する調整・立案を行う全学教務委員会を設置し、各学科から複数の参加を得て活動している。

(2) 研究活動

研究部長 林 知也

昨年度(2020年度)に引き続き、COVID-19の影響を大いに受けた1年ではあったが、研究を実施する上での感染防止対策の様々なルールや体制が昨年度にかなり整備したこともあり、昨年度に比し研究活動実施に対するハードルはだいぶ下がったと言える。ただし、昨年同様に各教員の様々な活動が多様化していく中、研究活動へのエフォートが減少していたと考えられる。

本年度(2021年度)の本学の研究活動における概略を項目に分けて以下に記す。

1) 本学の研究、特にヒトを対象とした研究へのCOVID-19の影響

文部科学省が2020年5月14日に制定した「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」を受けて、本学では2020年度に「ヒトを対象とした研究の実施に対するガイドライン」を策定した。本年度もそのガイドラインに従うことで、COVID-19への感染拡大予防を最大限に考慮した研究活動が実施できたと考える。しかし上記したように、本年度の研究のパフォーマンスを2019年度以前のもの比べると、本学全体でかなり低下している状態が続いていると捉えている。

2) 学内研究助成

① 2020年度の学内研究助成に係る研究成果発表会

ここ数年来、単年度ごとの学内研究助成に係る研究成果報告書提出と研究成果発表会実施は、翌年度に設定されてきた。昨年度(2020年度)の研究成果発表会は、本来対面形式が望まれていたが、COVID-19への感染防止の観点から対面形式の発表会を中止し、Google Meetを用いたオンライン形式で実施することとなった。9月1日に実施し、若手研究枠で13件、大学のブランディング化に関する研究枠で6件、教育改革を志向した研究枠で3件の発表が行われ、オンライン上ではあるが活発な質疑応答も行われた。

② 2021 年度学内研究助成

本年度もコロナ禍の状況が続いていたが、コロナ禍前の 2019 年度と同様の予算枠での研究助成を公募することができた。しかし、応募件数は 2019 年度の 38 件、2020 年度の 28 件に比し、本年度は 24 件と減少した。おそらく、コロナ禍の影響による研究パフォーマンス低下のためと考えられる。具体的な採択状況として、重点研究枠 50.3 万円（2 件）、若手研究枠 207.9 万円（11 件）、大学のブランディング化に関する研究枠 117.1 万円（6 件）、教育改革を志向した研究枠 37.9 万円（2 件）の計 413.2 万円を配分した（一昨年度比 30.5% 減、昨年度比 3.1% 増）。

3) 2021 年度全学横断的シンポジウム

昨年度に引き続き COVID-19 への感染防止の観点から、全学横断的シンポジウムを Google Meet を利用したオンラインでの Web 開催の形式にて実施した。

- ・日時；2022 年 3 月 1 日（火）
- ・メインテーマ：明治研究最前線－共同研究へのいざない－

現在本学は 4 学科の体制であるため、各研究者は他の学科での研究内容が十分には理解できていない可能性が高い。そのため、各学科の講座で行われている研究が十分に理解されれば、学内の他分野の研究者が協力して共同研究を行うことで、その研究を更に発展させる可能性がある。そのようなねらいのもと、本シンポジウムを開催し、2 人のコーディネーターによる進行の下、8 人のシンポジストによる発表と総合討論が行われた。総合討論では、本シンポジウムのねらいである学内共同研究の進展につながるような深い討論が行われた。

4) 2021 年度全学研究ポスターワークショップ

本ワークショップは、学内の研究者の交流を目的として毎年実施されており、本年度は昨年度と同様に年度末の 3 月に実施した。ポスターは学内にて、2022 年 3 月 4 日から 3 月 18 日の間、掲出された。昨年度と同様に COVID-19 への感染防止の観点から、ポスター前での発表に代えた Google Meet を利用したオンラインでの発表を 3 月 8 日に実施した。昨年度の 9 件に対し、本年度は 12 件であったが、コロナ禍前の状況に比し発表件数は減少したままであった。こちらも学内研究助成への応募件数の減少と同様に、コロナ禍の影響による研究パフォーマンス低下が原因の一つであると考えられる。

5) 2021 年度外部資金受け入れ状況など

2021 年度の科学研究費補助金受け入れによる研究は、新規採択 1 件（基盤研究 (C) 1 件）、継続 6 件（若手研究 3 件、基盤研究 (C) 3 件）、他大学からの転入 1 件（基盤研究 (B) 1 件）、期間延長 6 件の計 14 件が行われた。また、日本医療研究開発機構の助成金受入れによる研究が 1 件、科学技術振興機構の助成金受入れによる研究が 1 件行われた。その他、受託研究が 2 件、新規奨学寄付金による研究が 3 件、共同研究が 4 件行われた。

6) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（文部科学大臣決定 令和3年2月1日改正）の改正に伴う対応について

我が国において研究費不正防止の取組みが以前から行われてきたが、全国的には様々な形での研究費不正が発生し続けているため、文部科学大臣決定により「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が大幅に改正された。そのガイドラインの3本柱は、①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化である。前年度まで本学では以前のガイドラインに従って、それに適した規程を整備し、十分と考えられる不正防止の取組みを行ってきたと考えているが、本年度は上記のガイドライン改正に伴って、不正防止に係る以下の規程を改正した、

- ・ 明治国際医療大学公的研究費の管理・監査に関する規程（2021年11月1日改正）
- ・ 明治国際医療大学における公的研究費の不正防止計画（2021年11月1日改正）
- ・ 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程（2021年11月1日改正）

また上記ガイドラインでは、競争的研究費等の運営・管理に関わる最高管理責任者と統括管理責任者の役割の明確化、監事に求められる役割の明確化、不正防止計画の推進を担当する部署の設置、内部監査部門の設置などが求められたため、それらが反映される形での不正防止組織図である「明治国際医療大学大学における公的研究費の運営・管理に関わる責任体系図」を新たに制定した。

本学では、科学研究費受入れに伴い、以前から国が求める基準で内部監査を毎年実施してきた。しかし、上記ガイドラインでは内部監査を行う部門の設置が新たに求められたため、「明治国際医療大学公的研究費内部監査委員会規程」を2021年11月1日に新たに制定し、同委員会にて公的研究費の内部監査を毎年行うこととした。

さらに、上記ガイドラインでは意識改革として、研究に係る全構成員への啓発活動の徹底が求められた。そのため、本学では競争的研究資金の不正防止と研究活動の不正行為防止のためのリーフレットを作成し、研究に係る全構成員へ配布し、研究に係る不正行為防止のための啓発活動を十分に行った。